# もくれん

木蓮

第125号
２０２４年３月１日

◆ 発 行 ◆
名古屋労災職業病研究会
名古屋市昭和区山手通 5-33-1　杉浦医院 4 階
TEL＆FAX：052-837-7420
e-mail：roushokuken@be.to
http://nagoya-rosai.com/

福田文夫さんは、１５歳の時に祖岳製作所（現在のニチアス羽島工場）に入社し、アスベストを含有する保温材の製造作業等に従事したことから、石綿肺に罹患しました。（２０２４年１月９日名古屋市内　関連記事 P4～P10）

125 号目次

- 年頭のご挨拶　Ｐ２
- ニチアスを相手取った損害賠償裁判で石綿肺に罹患した元従業員が勝訴　Ｐ３
- チアスの同僚達が早く亡くなっていき僕だけ皆さんの分だけ生かしてもらっていると思っています　Ｐ８ ～ P10
- 1．１７造船アスベスト（石綿）被害国家賠償訴訟の提訴　P10 ～ P11
- 新潟でアスベスト訴訟講演会とアスベストユニオンの総会を開催　P12 ～ P15
- 国労働安全衛生センター連絡会議の厚生労働省交渉　P16 ～ P17
- 事務局からのお知らせとご挨拶　P18

# 2024年　年頭挨拶

**新年明けましておめでとうございます。**

**年初早々、加圧トレーニングに行き鍛えてきました!**

代表　森 亮太

**まずは新年のご挨拶を申し上げると共に、元旦に発生しました能登半島地震で被災された皆様に心よりお見舞いと、亡くなられた方々に謹んでお悔みを申し上げます。**

元旦のその日、名古屋市昭和区の休日診療所で執務しておりましたら、まずは携帯電話に速報が入り石川県で地震だと、遠方かと思っていましたら直ぐに名古屋でもガタガタと揺れ出し震度 4 を観測。恐らく１分半～２分間近く揺れていたと思います。幸い昭和区の診療所は何事もなく済みました。すると今度は東京の羽田空港で航空旅客機と海保航空機が衝突したと！！飛行機は事故をしないと言われる中、びっくりするような衝突事故で新年早々、色々な事が起きておりますが、皆さんが安全にそして平穏に過ごせるように祈っております。

被災は主に北陸、石川県中心ですが、労職研のアスベスト相談会は新潟、富山、石川、福井でも行っており、当団体が支援している方々も少なくからず色々と被災を受けて苦しんでる方々もいらっしゃると思います。思いおこせば、もう１０年くらい前でしょうか。東大日本震災が起きたショックは本当に大きく、アスベストを使った建材の倒壊もいっぱいあり、当団体の成田さん、高木議員等で、様々な方々にマスクを届けたり色々な支援を行って頂きましたが、今回も必要があれば、そういった支援もまた検討したいと思っております。

被災地の一刻も早い復興と安寧な日々が訪れることを心よりお祈り申し上げます。

**元旦は朝から夕方まで休日診療所、夕方からは救急センターで診療**

今年も発熱患者さんが沢山見えました。去年は 20 人程だったのが今年は５０人程あり、ほとんどがインフルエンザで、一部がコロナ罹患者という状況でした。皆様まだまだ引続き、健康管理には充分注意して下さい！！！

**労職研活動・運営において**

年末に行なった全国アスベストホットラインでは新たな被災相談が多数きております。また１月末日に長期支援してきたアスベスト被災者の訴訟判決が出ました。『全面勝訴』の正当な判決が下されました。※詳細はＰ3～Ｐをご覧下さい
団体運営の方は安定しており、引き続き支援活動にも頑張っていきたいと思っております。

今年も皆さんと共に、健康で充実した１年を過ごせることを祈念して年頭の挨拶とさせて頂きます。本年も何卒よろしくお願い申し上げます。

# ニチアスを相手取った損害賠償裁判で
# 石綿肺に罹患した元従業員が勝訴

岐阜県笠松町に住む福田文夫さん（80 歳）は岐阜県羽島市にあるニチアス羽島工場で保温材や原材料の混合作業等に従事し、アスベスト粉じんを吸入したことから、じん肺症の一種である石綿肺と合併症の続発性気管支炎に罹患しました。岐阜労働局より療養が必要な程のじん肺であるという正式な認定を受けたのが２０１７年７月２６日で、岐阜労働基準監督署より２０１８年１月に労災認定されました。ニチアスで働いたのは中学校卒業後の１９５９年３月から退職する１９７０年１月までの１０年１０か月間あまりでした。

ニチアスでの福田さんの仕事は、保温材の成型作業や「別荘」と呼ばれる建屋での原料混合作業でした。成型作業では、混合槽というお湯を張ったタンクにアスベスト等の原料を投入する時に、同じ建屋内で作業をしていた福田さんのうえにアスベストが降りかかりました。「別荘」という建屋内でのアスベストと珪藻土等、原料の混合作業では、コンクリートの床にぶちまけた原料をスコップで混ぜ合わせる時に大量の粉じんが発生しました。

福田さんはアスベストユニオンに加入し、ニチアスとの団体交渉に臨みましたが解決せず、２０１８年１１月１５日にニチアスに対する損害賠総訴訟を岐阜地方裁判所に提起しました。

訴訟においてニチアスは、福田さんは管理１相当のじん肺にすぎない等の主張をしました。

ニチアスに1430万円賠償命令

地裁 元従業員の健康被害認める

アスベスト（石綿）により石綿肺（じん肺）になったとして、大手建材メーカー「ニチアス」（本社・東京）の羽島工場（羽島市）で働いていた元従業員の男性(80)が同社に2200万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が31日、岐阜地裁であった。松田敦子裁判長はじん肺や合併症の続発性気管支炎への罹患などを認め、同社に1430万円の支払いを命じた。

判決によると、男性は1959年3月～63年6月、石綿繊維を含む保温材の製造などに従事した。判決は同社が安全配慮義務に違反したと認定した。

また、男性は2017年に岐阜労働局長から「じん肺管理区分2」の決定を受けていた。訴訟ではじん肺への罹患の有無や程度が争点になったが、判決は労働局の決定と同様の健康被害を認めた。

記者会見した男性の弁護団の位田浩弁護士は「判決は企業に対して、働いている人の安全に配慮しなさい



岐阜地裁前で「全面勝訴」と伝える関係者＝岐阜市美江寺町

２０２４年2月１日（木）朝日新聞掲載記事

１月３１日に岐阜地方裁判所は、福田さんに対してニチアスが１４３０万円の損害賠償を支払うよう命じる判決を言い渡しました。

福田さんは、記者団に対して「中学校を卒業した後、ニチアスでなにも知らずに働いてきてこういうことになってしまいました。裁判は本当に長かったと思います。現在ではちょっとでも歩くと苦しくなりますので、休憩しながら歩いています。ニチアスの同僚達が早く亡くなっていき僕だけ皆さんの分だけ生かしてもらっていると思っています」とのコメントを発表しました。

後日、ニチアスは岐阜地裁の判決を不服として控訴しました。

ニチアス羽島工場では、これまで９３件のアスベスト労災が認定されています。２０１５年９月１４日には、岐阜地裁が２人の元従業員に対してニチアスが４１８０万円の賠償を支払うよう命じる判決を言い渡しており、一審で確定しました。この２人の元従業員は、この度判決を受けた福田さんの元同僚でした。

（事務局　成田 博厚）

## ニチアスの同僚達が早く亡くなっていき
## 僕だけ皆さんの分だけ生かしてもらっていると思っています

## ニチアスの工場で働き石綿肺に罹患した福田文夫さん

福田文夫さん（８０歳）は、笠松中学校を卒業した１９５９（昭和３４）年に羽島市の株式会社祖岳製作所に入社しました。祖岳製作所は、現在のニチアス羽島工場の前身で、福田さんが入社した年の１０月１５日に日本アスベスト株式会社（現在社名；ニチアス（株））に吸収合併され、同社の竹鼻工場となりました。

福田さんは、中学校を卒業してすぐの３月１５日頃から工場での実習へ行くことになりました。正式な入社前だったことから作業服が支給されず、詰襟の学生服を着て倉庫での仕分け作業の手伝いを行いました。黒の制服が粉じんで真っ白になり、福田さんは、びっくりしました。「えらい所に来たな。いまさら、辞めるわけにいかないし」と思いました。制服で実習を受けなければならなかったことについては、「恥ずかしかったし、往生したよ」と筆者によるインタビューの時に回想しました。入社時に支給された作業服は紺色でした。

当時、中学校を卒業して就職する生徒は、同学年３００人のうち３分の１程でしたが、母子家庭で育った福田さんは、生活費を家に入れなければと就職を選びました。福田さんは、小学校６年生の時から地元の新聞販売店で働き朝日新聞を配達していました。朝、４時半に出勤し、新聞に折り込み広告を入れた後、徒歩で朝刊を配達しました。夕刊の配達と集金も行いましたが、集金できずに戻ると、新聞販売店の親父に、「もらうまで帰ってくるな」と言われました。賃金は、月１０００円程でした。夏休みには木曽川にかけられた橋を渡り一宮市北方の住宅地まで飴玉を売りに行き、学校がある時でも、帰宅すると母親から肥を汲み畑にまく手伝いを頼まれたりしました。戦後しばらく福田さんには、米に麦を入れて食べていた記憶があります。

祖岳製作所の入社試験は、筆記試験、作文、面接で５０人程受けに来て１０人合格しました。福田さんは、卒業前に学校で配布された求人の冊子を見たことと、給料が良いと聞いていたことから祖岳製作所を第一志望にして受けました。郵便で自宅に合格通知が届いた時は嬉しく思いました。

入社後に振り分けられた配属先は、アスベストを含有する保温材の製造部門でした。後年、石綿肺を発症し、ニチアスを相手取り損害賠償訴訟を起し、２０１５年に勝訴判決を勝ち取ることになる山田益美さんも同期入社で共に保温材製造部門に配属されました。福田さんは、出身中学が違う山田さんに最初に会った時、随分はきはき話す性格という印象を持ちました。

福田さんは、保温材製造の仕事に就いた時、「こんな仕事やと思わなかった。長靴はいて、ゴム合羽着て、ゴム手袋付けて。くそ暑いし、力仕事やしえらかった」と思ったと筆者に話してくれました。

福田さんが製造に従事した、シリカライトとスーパーライトという製品は、板状、円筒状、ブロック状に成型された保温材で、発電所や船舶等のボイラーや配管の保温、断熱に使用されていました。シリカライトは、１９５２（昭和２７）年に発売された耐水、耐熱、耐酸、耐アルカリを特長とし、軽量で熱伝導率が小さく、機械的強度の大きい保温材でした。シリカライトが高温向け保温材であったのに対し、１９５３（昭和２８）年に発売されたスーパーライトは低温向けの保温材で性能は、シリカライトと同様に耐水性、機械的強度等が優れていました。竹鼻工場では、シリカライトとスーパーライトの製造作業はそれぞれ別の工場

建物内で行われていました。
保温材の製造では、最初に工場建物内の「混合場」で、乾燥し粉砕されたアスベスト、珪藻土、石灰等を、熱湯が張られた混合槽の中に手作業で投入し、混合槽の中へ蒸気を掛け、柄の先に羽のついた混合機を用いて原料と熱湯を攪拌する作業が行われました。シリカライトとスーパーライトのそれぞれの「混合場」に２基ずつ据え付けられた混合槽は、福田さん達のいた、「成型作業場」より高い位置にあったことから、原料を混合槽に投入する時に発生する粉じんは、福田さん達に降りかかりました。
原料と熱湯の攪拌を終え、２時間半程混合槽に置いた後、福田さん達、保温材の成型作業を担当する工員が混合槽の底に取り付けられたコックを開け、ドロドロのまだ熱い材料を箱型トロッコ台車の８分目から９分目まで入れました。１５台から２０台のトロッコ台車に入れた材料が少し固まるまで置いてから、スコップでとても熱い材料をすくい、作業台の上の鋳物でできた金型に入れてから網を置いて、さらに金型に上蓋をして、上蓋のネジを締めてから、重い金型を二人がかりでローラーのうえを転がし、プレス機のうえにあげてからスイッチを押しプレスをしました。プレスし終わった金型を台のうえに置いてネジを弛めて上蓋を取り外しましたが、上蓋を取り外す時に福田さん曰く、「ちんちん（とても熱いという意味の方言）のお湯」が体にかかりました。上蓋を取り外した後、軍手のうえにゴム手袋をした手で保温材の表面を押しましたが保温材の熱さで手が赤くなったり、水膨れができたりすることがありました。保温材の製造は、一個一個この作業を繰り返しました。福田さんは、軍手をした手のうえにゴム手袋をして、腕には肩までゴムのカバーを付け、漁師が着るような肩だけだしたゴム合羽を着用し、長靴を履き、帽子をかぶっていました。この作業について福田さんは、「手袋していても中でほどけてしまって手がぶよぶよになる。冬場は熱いものをなぶっとるでなんとか温かいけど、夏はとにかく暑く、制服がベタベタになった」と話してくれました。この頃、工場内には、まだ、冷暖房設備がありませんでした。
シリカライト等の保温材には、様々な厚みの製品があり金型で調整していましたが、本格的なプレス作業に入る前に、１度製品をプレスして検査部門に持っていき、合格をもらわなければなりませんでした。なかなか合格がもらえず、半日程厚みの調節に時間を要することもありました。
プレスをして水分をぬいたシリカライトは、金型から外し、棚のついた蒸し釜用トロッコに乗せて、レール上を移動させトロッコのまま混合場内にある蒸気圧力のかかる蒸し釜に入れ、約１日蒸しました。
蒸し釜から出したシリカライトと、プレス工程で水分がぬかれたスーパーライトは、棚状の乾燥機用トロッコに載せ替えられ、３、４人でレール上のトロッコを押して「乾燥場」という別の建屋内にある乾燥機に入れ、１日から２日間乾燥させました。
乾燥後の保温材は、３，４人でレール上の乾燥用トロッコを押し、「発送場」という建物内の仕上げ場まで運びました。運搬中、レールのジョイント部分を通過する時に発生するトロッコの振動で乾燥した保温材同士が擦れて、アスベスト粉じんが発生して、トロッコを後ろから押す福田さんら従業員に降りかかりました。
仕上場では、保温材を注文に合わせたサイズに切断する作業や、グラインダーで保温材のバリ取りをする作業、出荷の為の箱詰め作業が行われており沢山の粉じんが飛散していました。福田さんは、仕上場で作業をしたことはありましたが、成型やプレス作業が本来の担当業務でした。
保温材の製造作業と並行して、福田さんが入社後、長時間従事した業務に、「別荘」と社内で呼ばれていた部屋でのアスベストの粉砕作業や吹付アスベスト材料の混合作業がありました。「別荘」は、保温材製造とは別の混合場という建物内にあり、東西の壁で区切られていた

二つの部屋の扉は、作業が行われている時は開放されていたことから、作業時は大量の粉じんが「別荘」内に飛散しました。福田さんに「別荘」について聞くと、「掃除もせんし埃まみれで狭いところだった。道沿いに窓があり、２０畳はなく、１５、６畳程だったと思う。床はコンクリートで大きい粉砕機が一台置いてあった」と記憶を絞り出すように話してくれました。「別荘」での作業中は、道沿いの窓が開かれ、工場に面した通りに粉じんが飛散していきました。

「別荘」では、岩石状にカチカチに固まった状態で麻袋の中に入って入荷してくるアスベストを手作業で粉砕機（開綿機）の上部にある投入口に投入し、機械の下部にある排出口から出てくる細かく綿状になったアスベストをドンゴロスと呼ばれていた麻袋に詰める作業や、開綿されたアスベストと珪藻土をコンクリートの床にぶちまけて、２ 人でスコップを使って両側から混ぜ合わせていき、粉砕機にかけた後、紙袋に詰めて、紙袋の口をハンディミシンで縫う吹付アスベスト材料を作る作業を行いました。吹付材製造作業では、「部屋中が真っ白になった」と福田さんは回想しました。入荷した固まった珪藻土を棒で叩いて小さくした後、粉砕機に入れて細かくする作業もありました。「別荘」での仕事は、福田さんが入社してしばらく経ってから保温材の職長より命じられるようになりましたが、作業は、福田さんと同期の山田益美さんにばかり命じられました。福田さんは「なんでかなと思っていたけど、上司の言うことだから文句も言えんし。言い易かったんやろうな。懐かしいわ」と筆者に話してくれました。「別荘」での作業は、原料がトラックで入荷した時や製造の為の原料が無くなった時に命じられました。福田さんは、ほぼ、毎日、「別荘」で作業をしましたが、半日、「別荘」で作業し、半日、保温材成型作業の時もありましたし、一日中、「別荘」の時もありました。「別荘」での仕事は、入社から福田さんがファインフレックスという保温材の製造部門に異動する１９６３年６月まで続きました。

福田さんの毎日の楽しみは、食堂で食べる昼の給食でした。色々な料理を作ってくれるのが嬉しく、サイレンが鳴ると食堂まで走っていき、カレーライス等に舌鼓を打ちました。保温材の仕事は、朝８時から夕方４時まででしたが、だいたい夜７時か９時まで残業がありました。夜７時までの残業の時は食堂で牛乳とコッペパンがもらえ、夜９時までの残業の時は、たまご丼（親子丼）やかつ丼がでました。土曜日は出勤で、忙しいと日曜日も出勤しなければなりませんでした。

冒頭に記した通り、福田さんの入社した祖岳製作所は、１９５９年１０月１５日に日本アスベストに吸収合併され、同社竹鼻工場になりました。福田さんが、いつものように名鉄竹鼻駅で下車し、工場の正門に向かって歩いている時に大きな煙突に書かれた文字が日本アスベスト竹鼻工場に変わっているのを見つけ、「あれっ、会社が変わった。意味、分かれへん」と思いましたが、当時は、「とにかく一所懸命働いて、言われたことをやっとっただけ。何しろ働いて給料は全部おふくろに渡していた」と話してくれました。覚えている初任給は、６０００円、日本アスベスト在職中は、一度も自分で給料袋の封を切ったことはありませんでした。

日本アスベストに祖岳製作所が吸収合併される少し前の９月２６日、伊勢湾台風が東海地方を襲いました。夜、福田さん一家は、強風で揺すられる自宅で「もうあかん」と縮こまっていました。朝、福田さんが電車の運休した名鉄竹鼻線の線路を歩いて職場まで行くと、工場は水浸しで大騒ぎになっていました。「製品は濡れたら全部パー。後片付けと掃除に追われた。忘れんな」と話してくれました。

祖岳製作所は、１９４３（昭和１８）年１０月に日本アスベストの有力納入先だった岡本工業により三菱重工で製造されていた軍用航空機のブレーキランニングを製造する工場として設立されました。戦後は、石綿布団、クラッチライニング等の製造を行っていましたが、

日本アスベストが祖岳製作所の全ての株式を取得しました。
　福田さんの在籍中、竹鼻工場では、１年に１回、慰安旅行がありました。バスを５，６台連ねて一泊で有馬温泉、加賀温泉、城崎温泉等に行きました。宝塚歌劇団の観劇に行ったこともあり、福田さんは、始めてラインダンスを見た時のことを、「あんな綺麗な世界があるのかとびっくりした。綺麗やったでー。うおっと思った」と話してくれました。福田さんは、「中学出て、世間のことを知らずに社会に放り出されて、いいことも悪いことも会社で経験した」と感じています。
　竹鼻工場では、クラブ活動が盛んでしたが、福田さんは短い期間バレーボール部に所属し、一度だけ都市対抗で瑞浪市の釜戸までいった記憶があります。２月には工場内でお祀りしているお稲荷さんの初午祭が行われましたが、安全祈願を行った後、食堂に舞台を作り歌謡ショー等が行われ、福田さんも歌わされた記憶があります。ニチアス羽島工場内には現在でもお稲荷さんが祀ってあります。誕生会も行われ、定時の退勤時間後、同じ誕生月の職員達にお弁当が用意され、工場幹部と一緒に食べることもありました。
　入社から４年３か月経った１９６３年６月、福田さんは、ファインフレックスという船舶の発電室や機械室、発電所、建造物の暖房用パイプ等に使用される断熱材の製造部門に異動になりました。福田さんは、繊維原料と糊の混合物を容器に流し込み、コテで表面を平らにしたり、三角形の木型に手で材料を貼り付けて成型し、カップ型の断熱材を作りました。ファインフレックスは、硬いコンニャクのような製品でした。在職時、福田さんは、繊維原料がアスベストだと思っていましたが、会社側は、ファインフレックスは、高純度のシリカアルミナ系の原料を使用しておりアスベストは含有していないと主張しています。ファインフレックスの作業場は狭く、工場内のお稲荷さんの隣にあり、製造作業にあたっていたのは、福田さんを含め５人でした。作業場の窓から光が入ってくると作業場を漂う繊維がキラキラと光って見えました。ファインフレックスの製造では、夜勤がありました。夜勤の時は、午後４時に日勤を終えた後、４時間後の午後８時から勤務に入らなければならず大変でした。この職場でも、職長に命じられ、福田さんだけが、粉砕機を使って固まってしまっていた繊維原料の粉砕作業を行っていました。福田さんは、ファインフレックスはシリカライト保温材と違い、熱くないのは良かったと思いましたが、ほこりは「別荘」と変わらないと思いました。冬は寒かったので、夜勤の食事休みの時は、食後、温かいボイラー室のコンクリートの床に横たわり休憩しました。
　福田さんは、２１歳の時に２歳年下の順子さんと結婚しました。１９６４（昭和３９）年の大みそか、福田さんと順子さんは、順子さんの勤務していた南濃紡績の寮から、箪笥や長持等の荷物を積んで笠松の福田さんの自宅まで運びました。リアカーを引いての引っ越しは、半日程かかりました。南濃紡績は、日本アスベスト竹鼻工場に隣接していた紡績会社でした。福田さんは、同僚と喫茶店にいる時に、同僚のガールフレンドについてきた鹿児島県出身の順子さんと知り合い、４、５か月の交際期間を経て結婚しました。順子さんのお兄さんも南濃紡績に勤務していたので、結婚の承諾はお兄さんからもらいました。年が明けた１９６５年１月、日本アスベスト竹鼻工場は、同社羽島工場に工場の名称が変更されました。福田さんには、２人の息子さんがいます。
　１９７０（昭和４５）年１月３０日、福田さんは、中学校を卒業してから１０年１０か月勤めた日本アスベストを退職しました。木曽川町で喫茶店を経営していたお兄さんから、「日本アスベストにおると死んでしまうぞ」と言われたからです。日本アスベストを退職し、お兄さんの経営する喫茶店で働くことについて順子さんは反対しませんでしたが、日本アスベストの給料は高かったので福田さんは少し残念に思いました。
　日本アスベストを退職して、お兄さんの経営する喫茶店デンマークで調理助手として働き

始めました。当時は、喫茶店がどんどん増えていた時代で、開店と同時にお客さんが入ってきて、閉店するまで満席でした。最初は喫茶を覚えました。お客さんが多かったのでサイフォンでコーヒーを淹れていたのでは間に合わなかったことから、コーヒー豆を入れた布のフィルターが入ったポットに、別のポットからお湯を入れてコーヒーをドリップしました。この方法だと１回で２０杯程のコーヒーができました。コーヒーを淹れる時は、何とも言えない良い匂いがひろがりました。喫茶を覚えた後は、教えてもらいながら無我夢中で厨房での調理を覚えました。参考書を使って勉強し、１９７５（昭和５０）年１１月１４日には、調理師免許も取得しました。福田さんにとって、料理は嫌いではなく、好きというか自分に合っており、えらいけど（しんどいけどの方言）面白かったと言うことでした。

１９７６（昭和５１）年１月、お兄さんの喫茶店が移転し、笠松町の県道１５４号線沿いにカントリー松葉が開店しました。カントリー松葉は深夜２時まで営業していましたが、午前０時を過ぎてもお客さんがどんどん入ってくる時代でした。２時になっても帰らないお客さんがいる時は、延長することもありました。後片付けをしてから一服すると、朝になっていることがありました。早番は朝８時から午後１２時まで、遅番は午後１２時から午前２時までの勤務で休憩なしでした。よく注文の入った人気のメニューは、イタリアンスパゲティ、焼きそば、ドリア、カレー、ハンバーグなどでした。ステーキを焼き、付け合わせの人参のグラッセ、いんげん豆、ブロッコリー、ポテトを作り、デミグラスソースやナポリタンソース、ミートボロネーゼ等、福田さんは何でも作りました。当時、業務用食器洗浄機はまだなく、営業中は、カウンターが洗い物でいっぱいになることがあり大変でした。福田さんは、「昔は（食器やグラスなどを）よう割ったわ」と笑いました。１度に沢山の注文が入った時は、特大のフライパンを振り、スパゲティやオムライスを作りました。

１９８６（昭和６１）年３月からは、弟が経営していた喫茶店ヴィトンで調理師として働き、２０１１（平成２３）年８月に６８歳で退職しました。ヴィトンは後に、ポポラートに店の名前を変えました。福田さんの喫茶店での調理の仕事は、４１年半に及び、日本アスベストの在職期間よりはるかに長くなりました。

喫茶店で忙しく働いている間は、福田さんが過去のアスベストばく露について考えることはありませんでした。ところが、２００５（平成１７）年６月２９日に、毎日新聞が尼崎市のクボタ旧神崎工場の従業員にアスベスト労災が多発していることや周辺住民に中皮腫患者が発生していることを報じたことを契機に、アスベスト健康被害が社会問題化した「クボタショック」が起きました。以後、アスベストの問題がテレビ等で取り上げられることが多くなりましたが、福田さんも不安を抱き、日本アスベストで同僚だった山田益美さんらと連絡を取り合いました。山田さんは、１９６７（昭和４２）年に日本アスベストを退職していました。

クボタショックが始まっていた２００５（平成１７）年７月１９日、福田さんが６２歳の時にニチアス（旧社名：日本アスベスト）より案内があり、社団法人岐阜県労働基準協会連合会でじん肺健康診断を受けました。じん肺管理区分決定申請を行うほどの検査結果ではありませんでしたが、福田さんの胸部レントゲン画像には、アスベストばく露を示す胸膜石灰化プラークや軽度の不整形陰影が確認されました。CT を撮影する２次検査を羽島市民病院で受けましたが、軽度の胸膜肥厚や石灰化が認められ経過観察を要するとの診断を受けました。福田さんは、２００６（平成１８）年１月１６日付けで、岐阜労働局より石綿健康管理手帳の交付を受け、以後、定期的にアスベスト健康診断を受けていました。クボタショックが起きた直後にニチアスが退職者に健康診断の呼び掛けを行ったことを聞き、筆者は大変驚きました。

２０１３年か２０１４年頃から福田さんは、頻繁に咳が出たり息切れを感じるようになり、

夜、寝ていても肩で息をするようになりました。
２０１７（平成２９）年４月１８日、かつての同僚ですでに石綿肺で労災認定されていた山田益美さんに連れられ、福田さんは名古屋労災職業病研究会を訪れ筆者と面談しました。そして、その日のうちに、杉浦医院でじん肺健康診断を受けました。福田さんの胸部レントゲン写真には、胸膜石灰化、多発するプラーク、不整形陰影が認められたほか、肺機能も相当低下していることが認められました。また、膿性痰も認められ、その後の検査でも再び濃性痰が認められたことから、森亮太医師は、６月２９日、福田さんがじん肺症に罹患しており、続発性気管支炎も発症していると診断しました。筆者が福田さんに検査を受けようと思ったきっかけについて聞いたところ、「自宅に来てくれた山田君から、福ちゃん検査せないかんぞ」と言われ、「その気になってまった」と話してくれました。そして、「本当に山田君には感謝。山田君が言ってくれなければ分からずじまいで終わった」と続けました。
福田さんが罹患した石綿肺は、アスベスト粉じんを吸引することにより、呼吸細気管支や肺胞に繊維化が生じ、さらに進行すると最終的に、気腔の不規則な拡張を伴う蜂窩肺の所見を示すようになる疾患です。石綿肺の自覚症状は、労作時息切れに始まり、階段や平地での急ぎ足の時に自覚されます。次にせき、たんも主要な症状です。他覚的所見として重要なものに聴診所見があり、吸気終末時に副雑音としてのクラックル（捻髪音）が聴取されます。Ｘ線所見としては、不整形陰影を主体とし、初期には両下肺野、ことに肋骨横隔膜角付近に微細な線状・網状影がみられます。進展するに従って両下肺野から中肺野、さらに上肺野へ広がり、線状・網状影のパターンも粗大になっていきます。石綿肺は進行性の疾患で、アスベストばく露が終わった後でも進行し、呼吸困難を引き起こすことが多くあります。
じん肺健康診断結果証明書（様式第３号）を杉浦医院の森医師に作成してもらい、岐阜労働局にじん肺管理区分決定申請を行ったところ、２０１７年７月２６日付けで、じん肺管理区分管理２、続発性気管支炎にかかっており療養が必要という決定を受けました。
岐阜労働局より管理２のじん肺管理区分とかかっている合併症；続発性気管支炎の決定を受けたことから、福田さんが岐阜労働基準監督署に労災請求を行ったところ、２０１８（平成３０）年１月１２日付けで労災認定されました。日本アスベストを退職から４７年１１か月が経過していました。
福田さんは、アスベスト被害者の労働組合アスベストユニオン（本部：横浜市鶴見区）に加入し、労災の補償についてニチアスと交渉しましたが解決せず、福田さんは、２０１８（平成３０）年１１月１５日にニチアスに対する損害賠償訴訟を岐阜地方裁判所に提起しました。訴訟では複数の争点について争われましたが、一番の争点は福田さんが石綿肺に罹患しているか否かということでした。ニチアスは、長崎大学大学院医歯薬学総合研究科臨床腫瘍学分野の芦澤和人教授の意見書を提出し、福田さんの石綿肺は、じん肺管理区分管理２には至っておらず、管理１相当であるとの主張をしました。芦澤教授は、労働者健康福祉機構・石綿確定診断委員会委員や環境省・中央環境審議会石綿健康被害判定部会委員などを務めています。石綿確定診断委員会は、全国の労働基準監督署からの依頼を受けて、それぞれのアスベスト関連疾患事案について労災保険給付の可否に関係する診断を行う重要な役割を担った機関です。石綿確定診断委員会の委員である芦澤教授が、すでに労災認定されている福田さんについて、管理１相当であるとかつてのアスベスト製品メーカーが被告になった訴訟において主張することに、筆者は、憤りを覚えていました。福田さんの弁護団は、原告の福田さんが管理２のじん肺であるとの春田明郎医師と平野敏夫医師の意見書を裁判所に提出しました。福田さんの訴訟においては、裁判所から求められ、２０２２年５月２４日に岐阜地方裁判所で春田明郎医師と芦澤和人教授が、福田さんのＸ線画像とCT画像の評価についてそれぞれの意見を述べる説明会が行われました。春田医師は弁護団とともに裁判所に出頭し３人の裁

判官に対して説明し、芦澤教授は、ニチアスの弁護士とともにオンラインで説明しました。福田さんと筆者も裁判所へ行き説明会を傍聴しました。

報道陣に旗を掲げる支援者

今年、１月３１日に岐阜地方裁判所の松田敦子裁判長は、原告の福田さんが管理２相当の石綿肺と続発性気管支炎に罹患していると認定したうえで、福田さんは日本アスベスト羽島工場における保温材の製造等の業務に起因してじん肺に罹患したものであり、被告ニチアスには、福田さんに対する安全配慮義違反があったものであるから、福田さんに対して債務不履行ないし不法行為に基づく損害賠償義務が認められるとして、ニチアスが福田さんに１４３０万円の損害賠償を支払うよう命じる判決を言い渡しました。

判決後、平方かおる弁護士、位田浩弁護士、今山武弁護士らと筆者は、記者会見に臨みました。福田さんも出席する予定でしたが、インフルエンザに罹ってしまい出席することが出来ませんでした。筆者は福田さんから電話で聞いたコメントを記者団の前で読み上げました。福田さんのコメントは、「裁判をご支援くださったみなさんのおかげでやっとここまでこれました。弁護団の先生方にお世話になり本当にありがとうございます。勝訴と聞き感極まっております。中学校を卒業した後、ニチアスでなにも知らずに働いてきてこういうことになってしまいました。裁判は本当に長かったと思います。現在ではちょっとでも歩くと苦しくなりますので、休憩しながら歩いています。ニチアスの同僚達が早く亡くなっていき僕だけ皆さんの分だけ生かしてもらっていると思っています。本日、本当は裁判所に行きたかったのですが、インフルエンザにかかってしまい、行くことが出来ないのがとても残念です。このような形でコメントを発表させていただきますが、どうかご容赦ください」というものでした。

ニチアス羽島工場では、これまで９３件のアスベスト労災が認定されていますが、会社に対して損害賠償訴訟を起こし岐阜地裁で認められたのは、福田さんを含めて３人です。２０１５年９月１４日に岐阜地裁が、山田益美さんら２人の元従業員に対してニチアスが４１８０万円の損害賠償を支払うよう命じる判決を言い渡しており、この判決は、一審で確定しました。

２月１６日、福田さんの訴訟を担当する平方かおる弁護士より筆者にニチアスが岐阜地裁の判決を不服として控訴したことが知らされました。

福田さんへのインタビューは、岐阜地裁判決前の１月１５日に行いました。福田さんは、「山田君のおかげで訴訟をする決心もできた」と話してくれました。

家での食事はもっぱら福田さんが作っています。夕方、インタビューが終了する時に筆者が福田さんに夕飯の献立について聞くと、「いわしが二パック買ってあるし、ひじきも焚いてあるで、後はお味噌汁を作るくらいかな」と教えてくれました。

（事務局　成田 博厚）

# １．１７造船アスベスト（石綿）被害国家賠償訴訟の提訴

１月１７日の午前中、札幌地方裁判所において、新潟鐵工所・新潟造船工場でアスベスト製品を使用するガス切断作業等に従事し、悪性胸膜中皮腫に罹患した元従業員１名と根室市所在の水産会社で雇用されてドック内での船舶整備業務に従事して良性石綿胸水を患い死亡した元従業員１名の遺族が造船アスベスト被害国家賠償訴訟を提起しました。

提訴後、原告男性と筆者、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会新潟支部世話人の岡田伸吾さんによる記者会見を新潟県政記者室の記者発表室で行いました。

記者会見に臨む原告男性（手前）←

造船アスベスト国賠集団訴訟

新潟鉄工所元従業員 提訴

札幌地裁、本県からは初

造船作業中にアスベスト（石綿）を吸って健康被害を受けたのは国が対策を怠ったためだとして、元従業員や遺族が国に損害賠償を求めた集団訴訟で、旧新潟鉄工所の元従業員男性(71)＝新潟市中央区＝を含む2人が17日、国に1人当たり1430万円の支払いを求めて札幌地裁に追加提訴した。本県の原告が提訴したのは初めて。

訴状によると、男性は1971年3月～85年3月、旧新潟鉄工所新潟造船工場で造船や船舶修繕のためにガス溶断などに従事した。他の職人が近くでアスベスト吹き付け作業をしていたことなどから、アスベストの粉じんにさらされたとしている。2019年に悪性胸膜中皮腫と診断された。

造船アスベストの国家賠償請求訴訟を巡っては、札幌地裁と大阪地裁で今回の追加提訴も含めてこれまでに計13人が提訴。21年に最高裁が建設業のアスベスト被害について国の責任を認める判断を示したことを受け、国は給付金制度を創設したが、造船業は対象外とされ、原告側は救済範囲の拡大も訴えている。

17日に県庁で会見した原告男性は「造船に携わった被害者を救済の対象から外すのは不公平に感じる。船には当時たくさんのアスベストが使われており、他の人の救済にもつながればいい」と話した。

2024. 1. 19 新潟日報記載記事

現在、造船アスベスト国家賠償訴訟が係属しているのは、札幌地裁と大阪地裁のみです。

筆者と記者会見に臨んだ原告は、新潟市内在住で、新潟県内の原告が札幌地裁及び大阪地裁で審理中の造船アスベスト被害国家賠償訴訟に参加するのは初めてです。

国は、２０２１年５月１７日の最高裁判決を受け、建設アスベスト給付金制度を創設しましたが、建設現場と被害状況が酷似している造船現場で働き、アスベスト被害を受けた被害者や遺族は建設給付金の対象にはなっていません。本件訴訟は、原告のみでなく、多くの造船アスベスト被害の被災者ないしその遺族らの救済の道を開くための政策形成訴訟の意義を有しています。

厚生労働省が２０２２年１２月に発表した、令和３年度石綿ばく露作業による労災認定等事業場の公表を見ると、新潟造船工場における、新潟鐵工所正社員（本工）の労災認定件数は中皮腫５件、肺がん７件で合計１２件です。今回、造船アスベスト国賠訴訟を提訴する原告は、昨年５月に新潟労働基準監督署により労災認定されましたので、この原告を加えると、労災認定件数は中皮腫が６件になり、これまで１３人の元従業員がアスベスト疾患により労災認定されていることになります。令和３年度の厚労省の公表を見ると、新潟鐵工所の下請け会社関係者も２１人がアスベスト関連疾患で労災認定されているのが確認でき、下請けまで含めると新潟造船工場内の労災認定件数は３４人になりますが、筆者のカウントから漏れている下請け会社の被災者もいる可能性があります。

株式会社新潟鐵工所は、経営破綻したことから２００１年１１月に東京地方裁判所に会社

更生法の適用を申請し受理され、２００３年４月、最終的に同社の造船事業は、新潟造船株式会社に営業譲渡されました。

記者会見において、原告男性は、「船は動く建物のようなものです。造船被害者を救済の対象から外すのはおかしいと思います。船には当時，たくさんの石綿が使用されていましたので，私以外にも多くの被害者がいます。この裁判で，他の人の救済に繋がれば良いと思っています」と話しました。

２０２２年１０月４日付で大阪アスベスト弁護団が造船アスベスト被害を建設アスベスト給付金制度に含めるのかについて照会したのに対し，国（厚労大臣）は，「最高裁判決は造船作業従事者に関する事案とは異なる」等という理由を述べて，これを否定しました。しかし、国においては、建設現場同様に造船や船舶の補修工事においてアスベスト被害が発生することについて予見できたにも拘らず，適切な規制権限を行使しなかったので，造船や船舶補修工事により生じたアスベスト被害についても建築現場と同様に責任を負うはずであり，建設給付金の対象に含めるべきであると本件代理人弁護士の段林君子先生らの弁護団は主張しています。

最高裁判所は、建設作業に従事した元労働者等がアスベスト含有建材による健康被害を受けたことについて国家賠償訴訟を提起した事件において、労働大臣による屋内建設現場における省令制定権限の不行使の違法が一定期間あるとし、被告に、この間に屋内建設作業現場において石綿ばく露して中皮腫等の石綿関連疾患に罹患した建設作業従事者に対する、損害賠償責任を認め、これにより、一定の条件を満たす建設作業従事者の司法救済のスキームが整いました（令和３年５月１７日最高裁判決・平成３０年（受）第１４４７号，第１４４８号，第１４４９号，第１４５１号，第１４５２号・令和３年５月１７日第一小法廷,）。

※最高裁が違法と認めた規制権限不行使：石綿含有建材の表示と石綿含有建材を取り扱う建設現場における現場掲示の指導監督についての規制権限不行使の違法と呼吸用保護具の使用を義務付けるべき規制権限不行使

※国の責任期間：昭和５０年１０月１日～平成１６年９月３０日（吹付作業の場合は期間が異なる）

今回、造船アスベスト被害国賠訴訟を提起した原告について

| | 年齢 | 請求に係る疾患 | 就労期間 | 作業内容 | 請求額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 男性 | 71歳 | 2018年8月28日に悪性胸膜中皮腫を発症。2019年8月に右胸膜剥離手術を受けた。昨年4月より免疫チェックポイント阻害療法を受けている。 | 1971.3.16 - 1985.3.31 | 船舶に使用された鉄板のガス切断作業を行う際に、装備品を養生する為にアスベストシートを使用した他、船内で行われていた吹き付け作業でアスベストにばく露した。 | 1,430万円 |

（事務局　成田 博厚）

# 新潟でアスベスト訴訟講演会とアスベストユニオンの総会を開催

１月２７日、新潟市礎町のクロスパル新潟で中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会新潟支部とアスベストユニオン合同でアスベスト相談会と新潟支部の集いを開催しました。

**アスベスト相談会**

午前中開催したアスベスト相談会には、塗装業に従事していた弟が胸膜中皮腫で亡くなってしまったが、生前のアスベストばく露歴が分からず、制度利用もしていないという男性や、かかりつけ医に石綿肺と言われ、新潟市内でじん肺健康診断を受けたところ、じん肺管理区分管理１相当と診断されたという元内装業の男性が相談に訪れました。

**段林弁護士の講演会**

午後は、札幌の段林君子弁護士をお招きし、「アスベスト被害と損害賠償請求訴訟」というタイトルの講演を行っていただきました。段林先生は、２０１１年頃より北海道で建設アスベスト訴訟の活動を開始した後、２０２１年に東日本アスベスト被害救済弁護団での活動を開始しました。２０１６年には、北海道で初めての工場型アスベスト被害国家賠償請求訴訟を担当し（後に元勤務先に対する賠償請求訴訟）、２０１９年には、道南バスの車両整備でのアスベスト被害に関する国家賠償請求訴訟を担当しました（遅延損害金の発生日を死亡時から傷病発症時とする高裁判決を獲得し，国の上告不受理により確定）。２０２１年には、ホテルボイラーマンのアスベスト被害に関する国家賠償請求訴訟の提起を担当し、２０２３年に造船アスベスト被害の国家賠償請求訴訟の提起（大阪弁護団と同時提訴。全国初）を担当

しています。段林先生は、今年、１月１７日には、新潟市内にあった新潟鐵工所・新潟造船工場元従業員で現在、胸膜中皮腫で療養している新潟市の男性と、根室市の水産会社で雇用されてドック内での船舶整備業務に従事したことから良性石綿胸水を患い死亡した元従業員の遺族らが札幌地裁に提訴した造船アスベスト訴訟第２次提訴も担当しています。

段林先生は、造船アスベスト国家賠償請求訴訟について、「昨年２月１０日に札幌地裁に原告被災者単位１名が提訴し、大阪地裁では被災者、遺族１０名が初めて提訴しました。１月１７日にも、札幌地裁に被災者単位原告単位２名が提訴しています。建設アスベスト訴訟のように救済制度を創設させるためには、出来るだけ多くの原告に訴訟に参加していただけないと個別の解決で終わる可能性があることが今後のネックになります」と話しました。

**新潟支部集会**

段林先生の講演の後は、参加者全員で交流を行いました。１月１７日に造船アスベスト国家賠償請求訴訟の提起をした元新潟鐵工所・新潟造船工場従業員の男性は、「造船の現場では、大工、電工、配管工、板金工、溶接工等がいて溶接工は、じん肺があるからマスクをしているけれど他の人はしていない。船の中でアスベスト吹き付け作業をしている人はマスクをしているけれど、周りにいる人達はしていないという状況でした」と話しました。

小菅千恵子会長は、「能登半島地震以降、皆さんのことを心配しておりました。２０２２年より環境省の石綿救済法改正の小委員会で１年間にわたり委員として参加して、中皮腫を直す病気にするための治療、研究に関する議論をしましたが改正もなく終わってしまいました。厚労省が中皮腫の治療研究に１億円の予算を立てているのでそれに向けても頑張っていきたい」と挨拶しました。

アスベストユニオン執行委員の平方健一さんは、「患者と家族の会岡山支部の活動をお手伝いしている。自分自身は、溶接を使う職場で仕事をしていて石綿健康管理手帳を持っている」と話しました。

１９年間療養を続けてきた胸膜中皮腫患者で新潟支部世話人の岡田伸吾さんは、「１日、１日をどう大事にして生きていくかの繰り返し。長く生きようとは考えてはおらず、行くところまで行ったら後はおまかせだと考えています。私が無治療ということで驚く人が多いですが、免疫力をあげるため歩くことで足の筋肉を作ってきました。歩ける時は歩こうと毎日１キロ歩いています」と話してくれました。

よこはまシティユニオン執行委員長の日和田典之さんは、「神奈川の建設アスベスト訴訟の傍聴をしています。訴訟は、証人尋問に入ってきていますが、ご遺族やご本人の切実な話を聞いています。私自身は、日本鋼管の造船部門にいました。入社したばかりの小僧っ子の頃は、先輩から日和田、石綿取ってこいと言われて、倉庫で巻いてある石綿クロスをはさみやカッターで切っていました。居住区の造作工事では、大工さんが丸鋸でパネルを切る時の粉じんがすごかった」と話してくれました。

燕市在住の腹膜中皮腫の患者で医師の中島喜章さんは、「中皮腫サポートキャラバン隊に参加し運営委員をさせていただいています。２０１７年に診断され、その後化学療法、オプジーボの治験に参加し、昨年の４月からアリムタの単剤治療を受けています。３１日に治療があるのですが、懇親会を楽しみに今日は越後線できました。段林先生のお話をうかがってとにかく大変なんだと分かりました。ＮＨＫの映像の世紀でアメリカの工場でアスベストをローラーで巻いている様子を見たことがあります。日本もアスベストを使っていた国ですのでこれからも大変なことが起きてくると思う」と話してくれました。

アスベストユニオン執行委員の青木直史さんは、「住友重機工業の造船所で設計の仕事をしていました。最近、電装をしていた元同僚が中皮腫の宣告を受けてしまいました。この元同

僚とは、先日、組合の旗開きで会いお酒を一緒に飲みました。そのほか、私と同じ設計をしていた元同僚も中皮腫を発症し治療を受けており、今後、組合にお世話になります。もう一人、設計をしていた元同僚もアスベスト疾患で亡くなっており、最近、住友重機工業の関係者３人が発症する事例が出来てしまった状況になっています」と話しました。

長岡市から参加した胸膜中皮腫の男性患者は、「去年８月に右肺に胸水が溜まっているのが見つかり入院したところ上皮型中皮腫の診断を受けました。建築塗装の仕事をしてきましたが、鉄骨に塗装をする時に吹き付けを軍手やサンドペーパーでこすって取り除いていました。当時はアスベストが危険だという情報はありませんでした」と話してくれました。

新潟での集会の後、夜は安兵衛古町店で懇親会を開きました。

## アスベストユニオン総会

翌１月２８日には、朝からクロスパル新潟でアスベストユニオン第１８回総会が行われました。冒頭、文泰竜執行委員長は、「ここのところ、アスベストについて報道がされなくなってきている。組合としてどうとらえるか考えていかなければならない。環境ばく露についてもそこのところを何とか出来ないか。今年も皆と頑張っていきたい」と挨拶しました。

委員長挨拶の後、議長選出された土屋信三副執行委員長により議事の進行が行われ、最後に、本総会に提出されたすべての議案が承認されました。

（事務局　成田 博厚）

# 全国労働安全衛生センター連絡会議の厚生労働省交渉

１月２３日、衆議院第２議員会館で全国労働安全衛生センター連絡会議と厚生労働省、総務省との交渉が行われ、全国の安全センター職員と厚労省、総務省担当者との意見交換が行われました。

冒頭、全国センター議長の平野敏夫医師が、「年初から羽田空港で大きな労災事故が起きましたが、最近は大きな労災事故が多い印象があります。１４次防（第 14 次労働災害防止計画）では、メンタルヘルス、ストレスチェック、化学物質管理等大きな課題に皆さん取り組んでいかれる。私たちも被災者からの相談を受けて、現場での取り組みに奮闘しています。意見交換会に参加される職員の皆さんは若い方が多いが、私たちはだてに歳を取っているだけでなく、この３０年間現場で苦労してきた経験があります。私たちの現場での経験を通じて、今日は有意義な意見交換がしたい」と挨拶し、担当者に要望書を手渡しました。

厚労省交渉では、筆者を含む全国の地域安全センターの職員が多くの要望や質問を提出することから、全国センター側からの要望や質問に対しては、厚労省、総務省から事前に文書回答がなされるので、交渉当日は、さらに意見交換が必要な部分について話し合うことになります。

交渉項目は、多岐に渡りますが、この日、筆者の印象に残った安全センター担当者と総務省及び厚労省担当者とのやり取りは、公務災害の認定や第１４次労働災害防止計画(２０２３年から２０２８年)についてでした。

公務災害の認定において長時間労働やハラスメントを原因とする疾病については、必ず申請者(被災者やご遺族)や同僚の聴取を行うことという要望が全国センターから出されていま

したが、労災保険制度における調査と違い、公務災害の調査では、申請者や同僚への聴取が行われていないことが分かり、神奈川労災職業病センターの川本さんが厳しくきちんとした調査を行うよう要請しました。

厚労省の第１４次労働災害防止計画では、死亡災害５％減少、死傷災害に関しては増加傾向に歯止めをかけ２０２７年までに減少させるとし、８つの重点対策をあげ、それぞれ達成目標としての【アウトプット指標】とその検証のための【アウトカム指標】を設定していますが、これらアウトプット指標とアウトカム指標という文言が極めて分かりにくいことから、全国センターは、適切な日本語表現に改め、分かりやすく説明することを要望しました。関西労働者安全センターの片岡さんは、「第１４次労働災害防止計画は、工場に勤務したり、清掃業務に従事している労働者等も含む全ての労働者が理解できる内容でなければならない」と意見を述べ、神名川労災職業病センターの川本さんは、「神名川県内の労働基準監督署と交渉した際、担当者より署内でも評判の悪い計画であると伝えられた」ことを述べ、文言の変更を求めました。

筆者は、新型コロナウイルス感染症による罹患後症状にアフターケア制度を適用することという要望を提出していましたが、厚労省の文書回答は、１アフターケアについては、傷病ごとにその必要性が認められるものについて対象としています、２新型コロナウイルス感染症に罹患し、その後、障害補償給付等の支給決定がなされ、アフターケアの対象疾病（呼吸器障害）に該当する事案があれば、アフターケアを受けることが出来ますというものでした。

筆者は、新型コロナウイルス感染症で労災認定され療養し、症状固定後、障害認定されても、健康保険で療養を続けなければならない患者さんが多数発生することが見込まれるので、この患者さん達を助ける工夫をして欲しいと交渉において要望しました。

この他、昭和４７年から平成２５年まで配管断熱工事会社に勤務し、中皮腫を発症し労災認定されたにもかかわらず、労働基準監督署の調査において、平成１６年９月３０日以降のアスベストばく露のみが調査されたことから、建設アスベスト給付金制度の情報提供サービスの申請をしても、提供する資料がないとの通知を受けた事案について、建設アスベスト給付金の対象期間も調査することという筆者の要望については、厚労省より、石綿による疾病の業務上外の認定について、被災労働者が複数の事業場で石綿ばく露作業に従事している場合、請求人が申し立てる石綿ばく露作業に係る事業場のうち、最初のものからさかのぼり、必要な調査を行い、把握した石綿ばく露作業従事期間が認定基準に定める期間を満たした時点で、労災認定のためには、それ以上の調査は不要としているとの文書回答を得ました。

（事務局　成田博厚）

## ●●　事務局からのお知らせ　●●

【 労職研総会について 】

労職研第 21 回総会の日にちが決まりましたのでお知らせします。

日　　時：６月 16 日（日）午後
場　　所：ウインクあいち 1005 会議室
記念講演：全国労働安全衛生センター連絡会議副議長
　　熊本学園大学社会福祉学部教授
　　中地　重晴　先生

～　会員の皆様には後日案内はがきをお送りします　～

## 労職研の活動

| 2023 年 12 月 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | ８日 | 名古屋労職研事務局会議 | | 14～15 日 | 全国一斉アスベストホットライン |
| | 22 日 | 名古屋労職研事務局会議 | | | |

| 2024 年 1 月 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | ７日 | 運営委員会 | | 12 日 | 名古屋労職研事務局会議 |
| | 27 日 | アスベスト被害相談＆患者と家族の集い in 新潟 | | 31 日 | 福田文夫氏ニチアスに対する損害賠償訴訟判決 |

**【労職研　会費・カンパ振込先】**
郵便振替　口座番号　00860－5－96923
加入者　　名古屋労災職業病研究会

**発行　　名古屋労災職業病研究会**
発行者：森　亮太
名古屋市昭和区山手通 5-33-1　杉浦医院 4 階
Tel./Fax.052-837-7420
e-mail: roushokuken@oregano.ocn.ne.jp
http://nagoya-rosai.com/